

業務改善助成金特例コース申請のための簡易チェックシート (賃金関係)

業務改善助成金特例コースは、令和3年7/16～12/31の間に、事業場内の最も賃金が高い者の賃金額（地域別最低賃金額との差額が30円以内の者に限る。）を30円以上引き上げた事業者が、設備投資などを行った場合に、その一部を助成するものです。

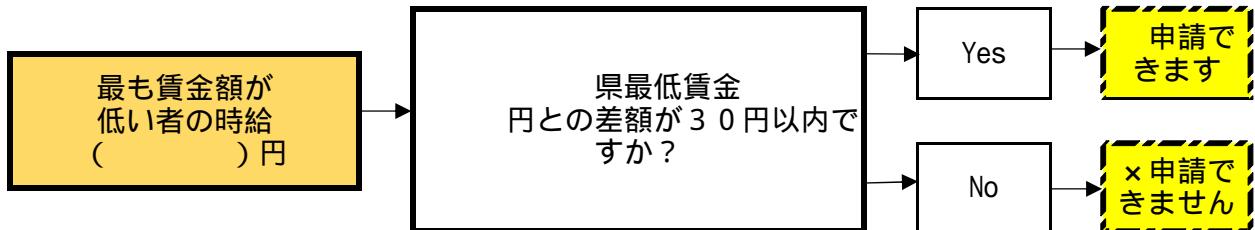


このチェックシートでは、特例コースの申請要件である「**引き上げ前の事業場内の最も賃金が高い者の賃金額と地域別最低賃金額との差額が30円以内**」かどうかについての比較方法を簡易に示しておりますので、参考として下さい。

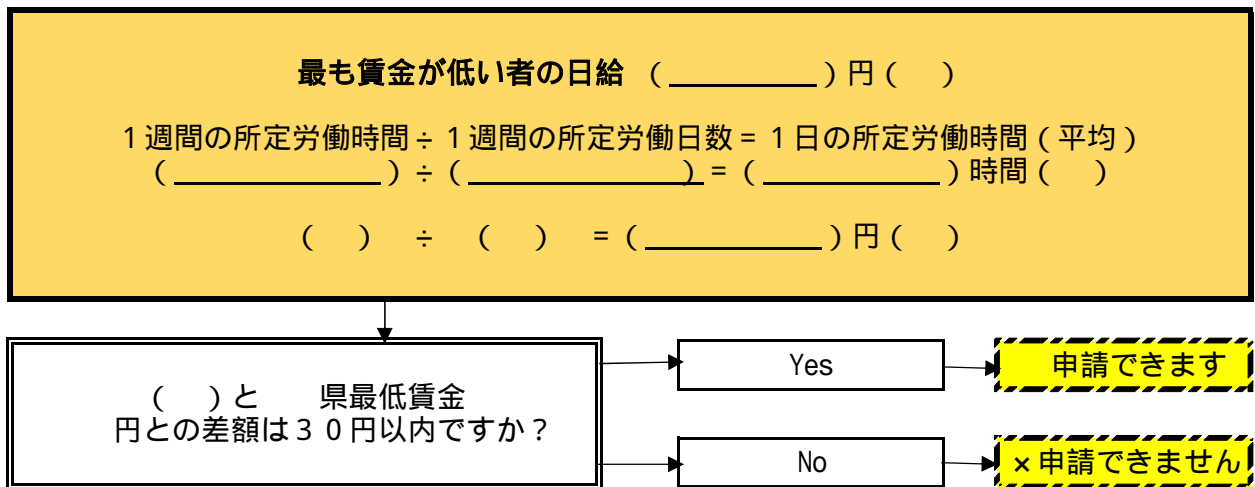
(留意点)

- 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金から通勤手当、家族手当、精皆勤手当、時間外手当等を除外したものが対象となります。また、他に手当がある場合（上記以外のもの）は、手当を合算して計算する必要があります。
- 複数の賃金制度を組み合わせている場合（基本給が日給制、手当が月給制など）は、(5)の例のようにそれぞれの方法により計算した金額を合算し、最低賃金額との比較することになります。

(1) 時給制の場合



(2) 日給制の場合



(3) 月給制の場合

最も賃金額が低い者の給与内訳(月給)

基本給 () 円	役職手当 () 円
住宅手当 () 円	手当 () 円
合計 () 円 ()	

年間の総所定労働時間 ÷ 12 = 1か月の所定労働時間(平均)
() 時間 ÷ 12 = () 時間 ()
() ÷ () = () 円 ()

() と 県最低賃金 円との差額は30円以内ですか?

Yes → **申請できます**

No → **×申請できません**

(4) 出来高払制の場合

最も賃金額が低い者の出来高払給(歩合給) () 円 ()
(出来高払いの計算対象である時間外労働時間及び休日労働時間を含む)

実際の総労働時間 () 時間 ()
() ÷ () = () 円 ()

() と 県最低賃金 円との差額は30円以内ですか?

Yes → **申請できます**

No → **×申請できません**

(5) (1)~(4)の賃金制度が組み合わさっている場合の計算例

例えば、基本給が日給制で、手当(職務手当など)が月給制の場合
基本給(日額) (2)の計算で時間額を出す
手当(月給) (3)の計算で時間額を出す
とを合計します
と 県最低賃金 円との差額が30円以内であれば申請ができます

注意

労働者の賃金額について確認した結果、最低賃金額を下回っている場合には、賃金額の見直しが必要です(最低賃金特設サイト()内の「よくあるご質問」「使用者と最低賃金制度」「Q2」を参照ください)

最低賃金特設サイトへのアクセス方法はこちら(URL:<https://pc.saitetchingin.info/>)
同サイト内の「あなたの賃金を比較チェック」も併せてご利用ください。

最低賃金特設サイト

検索

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号: 03(6388)6155 (受付時間 平日8:30~17:15)

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。